

吹田民主商工会

# いんぷおめ~しよん



吹田市川園町20-1  
TEL (06) 6383-2211  
FAX (06) 6382-8160  
<http://www.suita-minsyou.com>  
main@suita-minsyou.com

## なんでも相談会の案内ビラ配布に

### 御協力いただきありがとうございます

皆さんにご協力いただいた2万枚を含めて吹田市内で5万枚のビラを配布しました。

28日の午前中には民商事務所に役員・事務局が集まり、事務所周辺の中央支部、あい川支部地域や千里山支部の地域に約3千枚の案内ビラを配布しました。なんでも相談会は2月に3回、3月に2回を予定しています。知人で初めての申告などご相談があればぜひご紹介ください。

## 確定申告準備の支部集会

支部集会では消費税計算の練習や所得税の所得控除の復習などを行っています。その中で疑問や悩みを交流し解決方法を学び合いました。

### 要介護で障害者控除認定書

65歳以上で要介護認定を受けている方は、心身の状態により障害者控除の対象となる場合があります。吹田市では市役所の高齢福祉室支援グループに障害者控除対象者認定を申請します。認定を受けることができれば、所得税で一般の障害者控除であれば27万円、特別障害者控除では40万円（同居家族の場合は75万円）の控除が適用されます。

### 医療費控除 生命保険などによる入院給付等があった場合

年間で一定金額以上の医療費の支払いが発生した場合には医療費控除を受けることができますが、生命保険の入院給付金や医療保険の高額療養費などで補填された金額は控除の対象とはなりません。しかし給付を受けた金額が原因となった医療費よりも多い場合があります。その場合は給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きます。引ききれない金額が生じた場合であっても他の医療費からは差し引きません。

### 医療費控除はいくらか？

一般的には年間の医療費が10万円以上からとされています。しかし合計所得金額が200万円未満の場合は、その5%になります。例えば合計所得金額が120万円であれば6万円を超えた部分が控除対象となります。

### 電帳法は大丈夫？

インボイスによる特例計算を練習していますが、その時によく出る疑問でした。これまでもいんぷおめ~しよんでご紹介していますが、レジや郵送などで受け取った紙媒体のレシート、領収書、請求書などはいままで通り紙で保存することができません。電子メール、インターネットブラウザでのダウンロード、CD-ROMなどで受領した請求書などは電子のまま保存し、取引の日時・金額・相手先などで検索、抽出できるようにする必要があります。

### 大学生の子どもがアルバイト

扶養控除の確認で話題になりました。大学生の子どもが駅前の飲食店でバイトをしていて年間収入が103万円を超えないように言っているが、いくらもらっているのか教えてくれないと困っていました。いま大阪府の最低賃金は時給1064円です。人手不足の事情で時給1200円以上の募集も多くあり、週18時間程度で103万円を超えます。確認せずに扶養控除の対象にし、のちに修正申告を指導されることよくあります。必ず家族の所得金額は源泉徴収票などで確認するようにしてください。

### 配偶者控除と配偶者特別控除

扶養控除は給与収入で103万円（所得金額で55万円）を超えると控除対象から外れますが、配偶者も場合には配偶者特別控除があり給与収入で201万6千円（所得金額で133万円）までは配偶者特別控除の対象となります。また配偶者控除の場合には、年齢が70歳以上であれば控除金額が48万円に増えます。これらを見落とししているケースもありますのでご注意ください。

### 所得控除の金額を増やしたい

所得控除を増やせないかという話もありました。その場合は小規模企業共済があります。掛金は月額1千円から7万円までの範囲で500円単位で任意に選択できます。廃業などの事由によって共済金を受け取れば元本を下回ることはありませんが、任意解約などをした場合には解約手当金が元本を下回る場合があるので注意が必要です。加入は金融機関などで手続きができます。

## 伝言板

### 自営業者・フリーランスのなんでも相談会

2月4日(日) 10時00分 民商会館  
2月5日(月) 14時00分 民商会館  
2月6日(火) 18時00分 民商会館  
民商にまだ入会されていない一般の方を対象とした相談会です。お知り合いで初めてのインボイスによる申告などで悩んでいる方がいれば、ぜひご紹介ください。

### 民商事務所の電話回線について

契約していた携帯電話会社の3G回線提供終了に伴い、事務所の固定回線に接続していた2回線（080-4199-2215・080-4070-2214）を廃止しました。携帯電話などに登録している番号は削除していただき、御用の際は代表電話06-6383-2211までご連絡ください。ご不便をおかけしますがよろしくお願ひします。

### 無料法律相談

2月15日(木) 13時00分 民商会館  
北大阪総合法律事務所の弁護士による出張相談会です。予約制ですのでご希望の方は民商事務所にご連絡ください。

お買い物は地元市場商店街で・商工業者の繁栄は市民と共々！